

平成 30 年 9 月 25 日

株式会社全銀電子債権ネットワーク

中小企業倒産防止共済制度改正に伴う証明書の発行開始について

株式会社全銀電子債権ネットワーク（代表執行役社長 大坪 直彰）は、中小企業倒産防止共済制度の改正により、「でんさいネットの取引停止処分」および「災害によるでんさいの支払不能」が、共済金の貸付事由として追加されたことに伴い、下記のとおり、証明書の発行業務を開始いたします。

今後も中小企業金融の円滑化・効率化に向けて、より多くの事業者の方々に「でんさい」をご利用いただけるよう、参加金融機関と一体となって取り組んで参ります。

記

1. 証明書発行業務

(1) 取引停止処分証明

取引先事業者が「でんさいネットの取引停止処分」を受けたことを事由として、共済金の貸付を受けられる場合に必要となります。

証明書の発行に当たっては、窓口金融機関所定の「取引停止処分証明依頼書」により、窓口金融機関に発行を依頼していただきます。

(2) 災害による支払不能証明

取引先事業者が、災害によりでんさいの支払ができなくなった（災害によるでんさいの支払不能）ことを事由として、共済金の貸付を受けられる場合に必要となります。

証明書の発行に当たっては、窓口金融機関所定の「災害による支払不能証明依頼書」により、窓口金融機関に発行を依頼していただきます。

※詳細は、別紙（「取引停止処分証明書」等の発行業務について）をご参照ください。

2. 取扱開始日

平成 30 年 9 月 25 日（火）

※中小企業倒産防止共済法および同施行規則改正の施行日に同じ

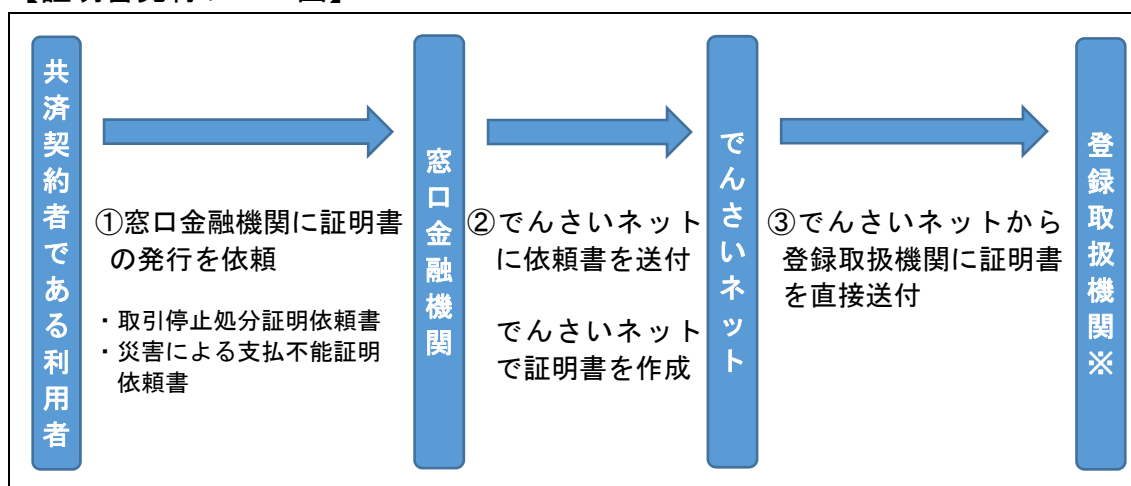
以 上

「取引停止処分証明書」等の発行業務について

中小企業倒産防止共済契約者であるでんさいの利用者（以下、「共済契約者である利用者」という。）が、「でんさいネットの取引停止処分」または「災害によるでんさいの支払不能」を事由として、共済金の貸付を受けられる場合、登録取扱機関にこれらの事由が生じていることの証明書を提出いただく必要があります。

登録取扱機関への証明書の提出にあたっては、共済契約者である利用者から窓口金融機関に「取引停止処分証明依頼書」または「災害による支払不能証明依頼書」により、証明書の発行を依頼いただくと、当会社から登録取扱機関に証明書を直接送付いたします。

【証明書発行フロー図】



※中小機構から業務委託を受け、中小企業倒産防止共済の契約や共済金の貸付請求に係る手続きを行う機関（金融機関、商工会議所等）

【留意点等】

- ① 証明書の発行依頼に当たり、登録取扱機関の送付先情報（名称、所在地、電話番号、代表者名）を記入いただく必要がありますので、予め登録取扱機関にご確認ください。
- ② 証明書の発行にあたっては、金融機関所定の利用料（発行手数料）をお支払いください。
- ③ 証明書の発行依頼が共済事由に該当しない（支払不能処分を受けていない、共済事由の適用開始前に取引停止処分を受けている等）場合でも、登録取扱機関に証明書（該当なし等）を発行いたします。

※でんさいネットにおいては、共済事由に該当するか否かを確認いたしません。